

【事案Ⅵ－２】入院および通院共済金請求・契約復活請求

・平成 30 年 4 月 24 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、平成 29 年 7 月～平成 30 年 1 月にかけて入・通院をしたため、共済金を請求したところ、被申立人による審査の結果、共済金の支払を否定され、また一方的に共済契約の解約を強制させられたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、1. 入院共済金 290,000 円、通院共済金 270,000 円および通院共済金 270,000 円の合計額 830,000 円およびその損害遅延金を申立人に支払え、および、2. 上記請求事由により強制解約させられたことの原因回復をせよ、との判断を求める。

- (1) 申立人は平成 29 年 7 月 5 日に自宅で家具(テレビ、重量 50 k g)を移動中に転倒して腰を痛めた。強い痛みがあり、しばらく安静にしたが痛みが解消しないため翌日に整形外科を受診し、「腰椎椎間板障害」との診断を受け、医師により入院加療を指示された。入院中はトイレ使用時以外はベッド上から動けずに安静にしていたのみならず、医師の指示により腰椎神経ブロック注射と鎮痛薬等の処方および理学療法を受けていた。
- (2) 退院後、被申立人に対して入院共済金を請求したところ、入院の必要性を否定され、共済契約を強制解約させられた。
- (3) 平成 27 年の通院共済金については未だ受領していない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人が平成 29 年 7 月 5 日の事故および平成 27 年 5 月 7 日の事故を理由として入・通院したことは、外形的事実関係としては認める。しかし、被申立人の約款・事業規約において、災害入院・災害通院に関し、「腰・背痛で他覚所見のないもの」は、「共済金を支払わない場合」として規定していること等がある。そのため、本件入・通院が被申立人の約款・事業規約上の支払事由に該当するとの事実は否認し、主張は争う。
- (2) 申立人が加入していた共済契約の更新を拒否したことは認める。その理由は、現時点までに判明しているところによれば、申立人が他に 6 組織の共済・保険に重複して加入（合計すると入院日額 7 万 5 千円、通院日額 2 万 3 千円）しており、また過去の経緯に照らして、必要性がなく約款・事業規約上の支払事由に該当しない入・

通院が繰り返されていることから、申立人は保険金・共済金を不当に取得することを目的として保険・共済に加入していると思われたい状況にあると判断しているためである。

- (3) 現在、被申立人は、申立人に対し、訴訟を提起して、本手続における主張に加え、さらに重大事由解除等の主張を行う準備を進めている。

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第10条第2項第三号（裁定手続規則第16条第三号）に基づき、裁定申立てを不受理とし、裁定の審議を行わない方針を確認した。その後、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。